吉賀町 こども計画 【資料編】

水とすむまち 吉賀町 YOSHIKA TOWN

> 令和7年3月 吉賀町

■■■ 目 次 ■■■

資料	編	1
	 設置条例	
	吉賀町こども家庭センター設置条例	
4	吉賀町こども家庭センターの概要	6
	こどもの意見聴取 アンケート調査結果	
6	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	30
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	39

資料編

1 設置条例

○吉賀町次世代育成支援対策地域協議会設置条例

平成25年9月26日 吉賀町条例第29号

(設置等)

第1条 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の理念に基づき、次代の社会を担う子ども達の育成と育成される環境の整備並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第8項に規定する要保護児童又は特例妊婦及びその家族(以下「要保護児童等」という。)への適切な支援を行うため、次世代育成支援対策推進法第21条第1項に規定する次世代育成支援対策地域協議会、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項に規定する施策の推進に関する事項等を審議する協議会として、吉賀町次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業)

- 第2条 前条の目的達成のため協議会は、次の各号に掲げる事項について協議、検討を行う。
 - (1) 吉賀町次世代育成支援行動計画(以下「行動計画」という。)の策定に関すること。
 - (2) 吉賀町子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
 - (3) 次世代育成支援、要保護児童及び子ども・子育て支援等に関する情報収集と啓発、普及に関すること。
 - (4) 関係機関の連絡調整及び協力に関すること。
 - (5) 行動計画に掲げる事業の進捗状況の把握及び見直しに対する指導、助言に関すること。
 - (6) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、18名以内で次の各号に掲げる機関等の中から町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 福祉、保健、医療、教育、警察及び行政等次世代育成支援対策に関係する者
 - (3) 子育て支援機関の代表

- (4) 子育てを行う保護者の代表
- (5) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、やむを得ない事由により協議会の会議に出席できないときは、その委員の所属する 機関等の他の者に権限を委任し、その者を代表者として出席させることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 報酬及び費用弁償については、別に定める。

(専門部会)

- 第7条 協議会に、専門の事項を審議協議するため、専門部会(以下「部会」という。)を置く ことができる。
- 2 部会委員は、町長が任命し、部会長は部会委員の互選とする。
- 3 部会は、専門事項を審議する。
- 4 部会長は、その部会を統率し、部会の運営を図る。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、吉賀町保健福祉課において処理する。

(機関等への協力要請)

- 第9条 協議会は、児童福祉法第25条の3の規定に基づき、機関等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 2 協議会は、機関等以外の者に対しても必要に応じ協力要請を行うことができる。 (守秘義務)
- 第10条 協議会の構成員及び構成員であった者は、児童福祉法第25条の5の規定に基づき、 正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月22日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 委員名簿

任期:令和6年4月1日~令和8年3月31日

機関名	役職	委員名
津和野警察署(生活安全刑事課)	警部	織田 将明
益田児童相談所	所長	岩本 正義
益田保健所	所長	梶浦 靖二
島根県立益田養護学校	教頭	生本 美幸
吉賀町民生児童委員協議会	主任児童委員	坂田 浩明
吉賀町校長会	校長	遠藤 良典
医療機関	院長	松浦 寿二郎
吉賀町PTA連合会	会長	大石 幸恵
吉賀町社会福祉協議会	課長	岸田 美代子
吉賀町保育所連絡協議会	所長	植村 千絵
保育所保護者会	会長	木戸 亮太
きくつぎ助産院		菊次 弥生
人権擁護委員		齋藤 明久
子どもとメディア@よしか	副代表	山田 弘幸
放課後児童クラブ	所長	有田 五海
子育て交流サロン	子育て支援員	河内 さくら
吉賀町教育委員会	社会教育主事	坂田 哲朗
事務局(保健福祉課)	課長	中林 知代枝
事務局(保健福祉課)	課長補佐	石川 靖子
事務局(保健福祉課)	保健師	中田菜摘
事務局(保健福祉課)	主幹	糟谷 通輔
事務局(保健福祉課)	主任	栩木 優人
事務局(子ども家庭センター)	幼児教育アドバイザー	河内 美登里
事務局(子ども家庭センター)	子ども家庭支援員	正木 日奈子

(順不同、敬称略)

3 吉賀町こども家庭センター設置条例

○吉賀町こども家庭センター設置条例

令和6年4月1日 吉賀町条例第29号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第10条の2第1項の 規定に基づき、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うため、吉賀町こども家庭セ ンター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターは、吉賀町六日市750番地に置く。

(業務内容)

- 第3条 センターは、第1条の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。
 - (1) 法第10条の2第2項各号に掲げる業務
 - (2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項各号に掲げる業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(職員)

- 第4条 センターに次の職員を置く。
 - (1) センター長
 - (2) 統括支援員
 - (3) その他必要な職員

(守秘義務)

第5条 センターの業務に従事する者は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を他に漏らして はならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(吉賀町子育て包括支援センター設置条例の廃止)

2 吉賀町子育て包括支援センター設置条例(平成29年吉賀町条例第1号)は廃止する。

4 吉賀町こども家庭センターの概要

吉賀町こども家庭センター設置について

1. 開設目的

従来の「子育て包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を活かしながらも一体的な組織として、子育て家庭を包括的に支援していくことを目的に設置します。

令和4年6月に改正された児童福祉法により、令和6年4月までに全国の全市町村で設置を求められています(努力義務)

2. こども家庭センターの満たすべき要件

- ① 母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能の一体的な運営を行うこと。
- ② 母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長を、こども家庭センタートか所あたり | 名配置すこと。
- ③ 母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる**統括支援員**をこども家庭センター | か所あたり | 名配置すること。
- ④ <u>改正児童福祉法第10条の2第2項及び改正母子保健法第22条第1号~4号に規定する業務</u>を行うこと。
- ⑤ 当該施設の**名称は「こども家庭センター」(又はこれに類する自治体独自の統一的な名称)**を 称すること。

3. 事業の内容(概略)

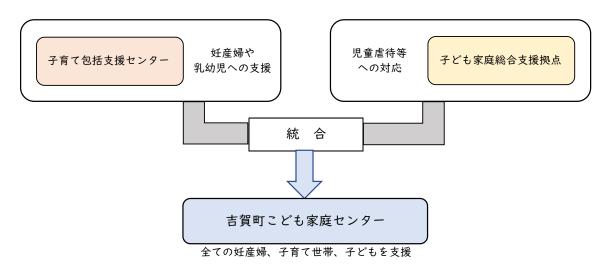
妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を確保し、専門職による相談体制を確保します。また、支援を要する世帯にサポートプランを作成し、より一層相談機能の充実を図ります。

- ・開設場所 吉賀町役場 保健福祉課の内室
- ・開設時期 令和6年4月1日
- ・こども家庭センターの機能 こども家庭センター型
- ・職員配置 母子保健…保健師・助産師 児童福祉…社会福祉士・保育士

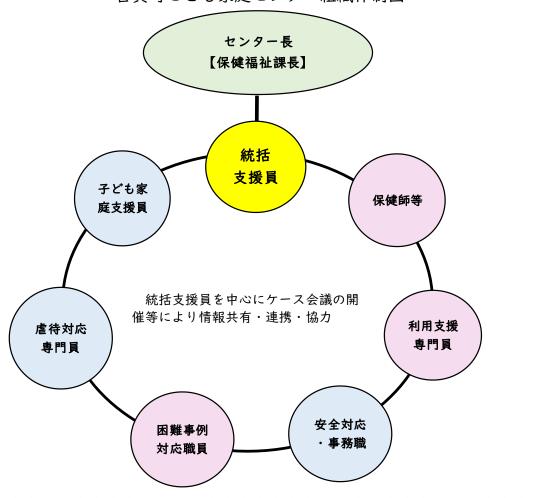
4. 業務の概要

- ① 地域の全ての妊産婦、子育て家庭に対する支援業務
 - ・状況、実情の把握 ・母子保健、児童福祉に係る情報の提供 ・健診等の母子保健事業
 - ・相談等への対応、必要な連絡調整
- ② 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務
 - ・サポートプランの策定、評価、更新等 ・サポートプランに基づく支援
 - ・相談、通告の受付等 ・合同ケース会議の開催
- ③ 地域における体制づくり
 - ・地域全体のニーズ、既存の地域資源の把握 ・関係機関間の連携の強化

吉賀町こども家庭センターイメージ



吉賀町こども家庭センター組織体制図



5 こどもの意見聴取 アンケート調査結果

調査方法

1. 調査の目的

本調査は、令和2年度に策定した『第2期吉賀町子ども・子育て支援事業計画』の期間満了に 伴い、令和7年度からの『吉賀町こども計画』策定の基礎資料とするため、市内に在中の小学 生、中学生、高校生を対象に調査を実施しました。

2. 実施概要

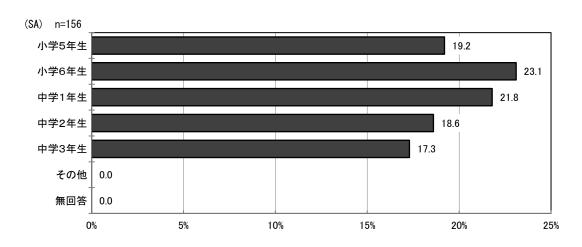
調査対象者	令和6年12月現在、吉賀町に住んでいる小学生・中学生・高校生
対象数	小学生: 70 人
	中学生:90人
	高校生:66人
調査期間	令和7年1月14日(火)~令和7年1月24日(金)まで
調査方法	Web による回収

3. 回収結果

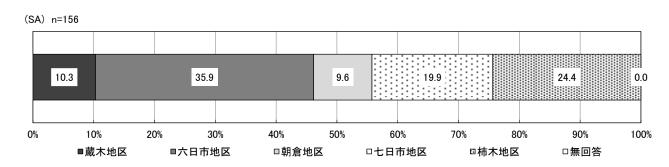
	配布数	回収数	回収率
小・中学生	160	156	97. 5%
高校生	66	49	74. 2%

l 小学生·中学生調査結果

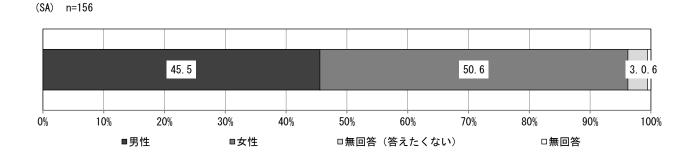
問1 あなたの学年を教えてください。(SA)



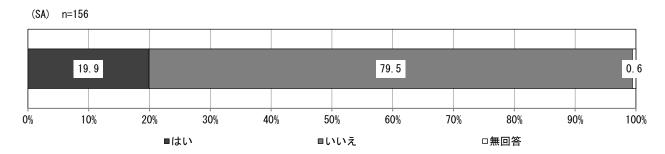
問2 住んでいる地域を教えてください。(SA)



問3 あなたの性別を教えてください。(SA)

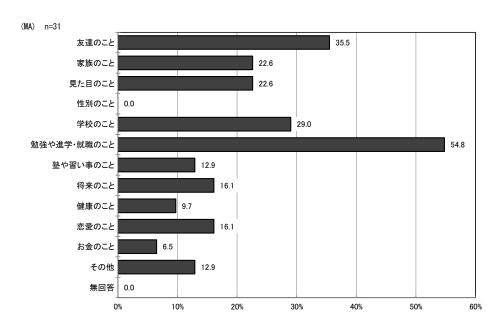


問4 今、悩んでいることや困っていることはありますか?(SA)

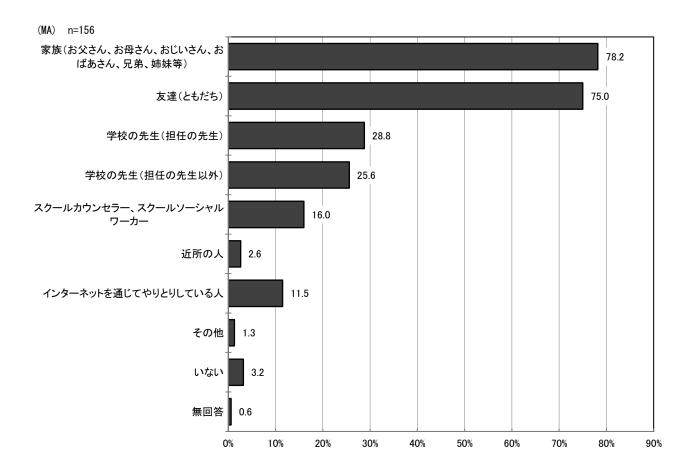


問4で「はい」と答えた方

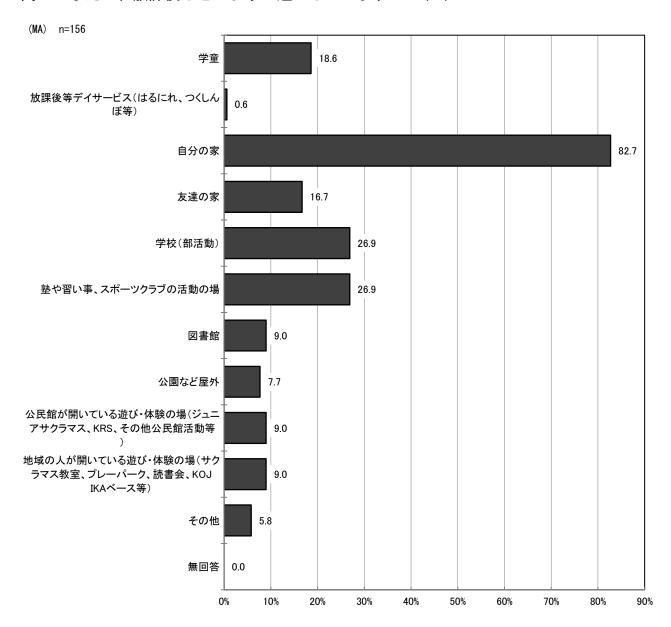
問4-2 それはどんなことですか? (MA)



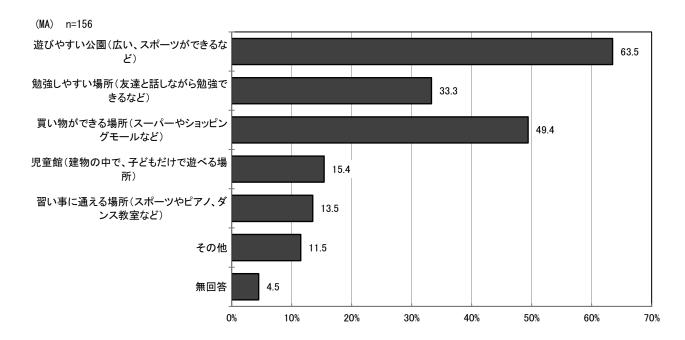
問5 あなたは、悩んでいる時や困っている時に頼ったり、相談できる人はいますか?(MA)



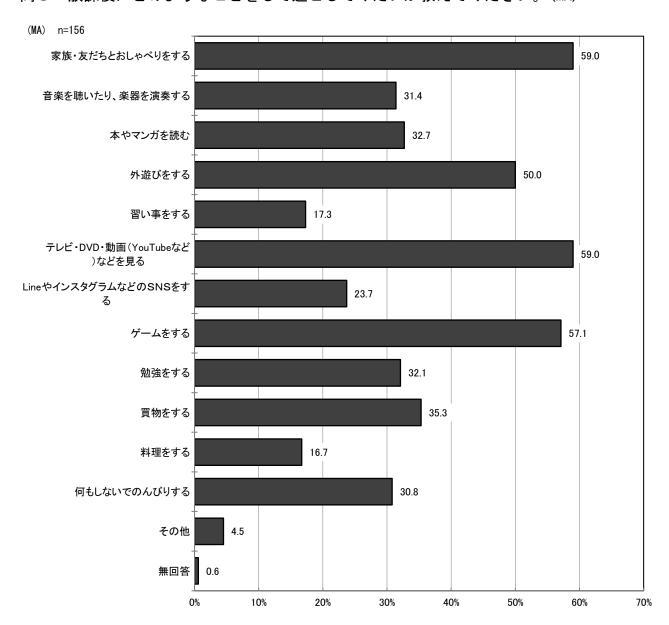
問6 ふだん、放課後はどのように過ごしていますか?(MA)



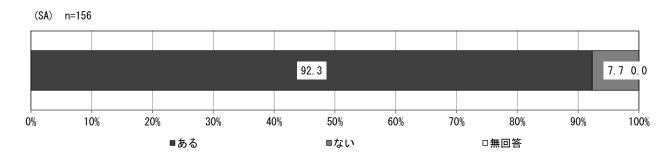
問7 放課後を過ごす時、「こんなものがあったらいいな」「こんな場所があったらいいな」と思うことがあれば教えてください。(MA)



問8 放課後にどのようなことをして過ごしてみたいか教えてください。(MA)

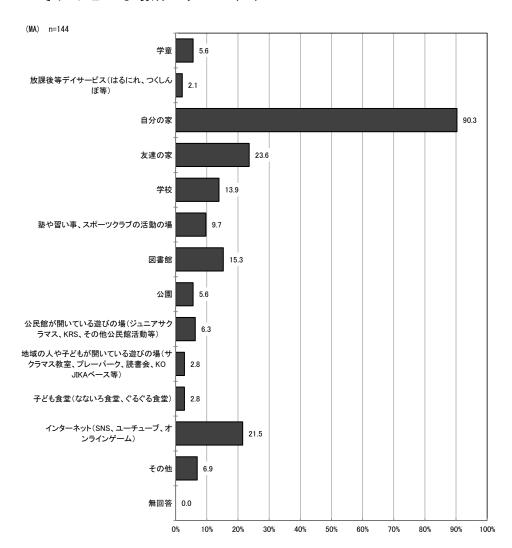


問9 あなたには、ほっとできる場所や安心できる場所(「ここにいたい」と感じる場所) はありますか? (SA)



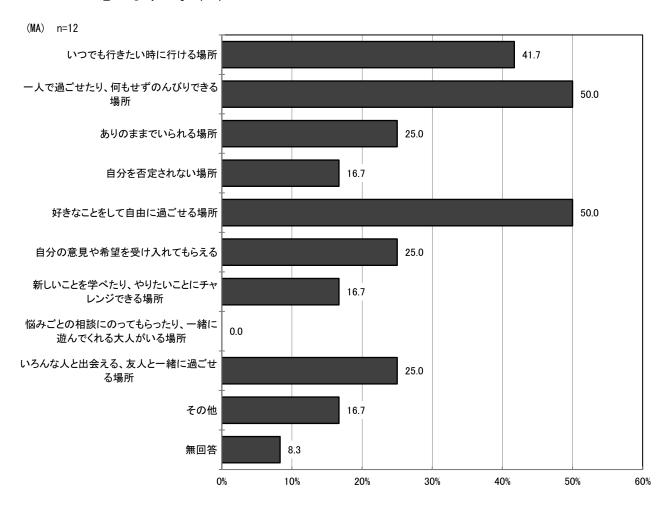
問9で「ある」と答えた方

問9-2 それはどんな場所ですか?(MA)

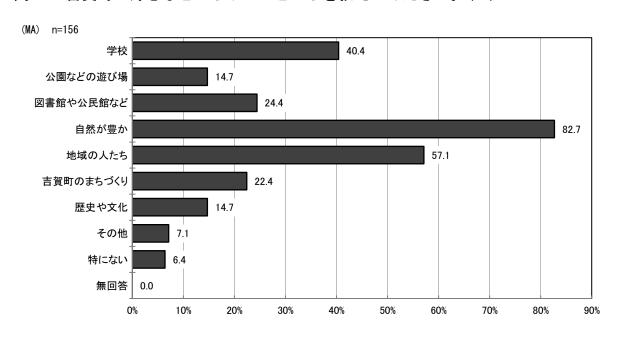


問9で「ない」と答えた方

問9-3 あなたは、どのような場所が「ほっとできる場所・安心できる場所」と 思いますか。(MA)



問 10 吉賀町の好きなところやいいところを教えてください。(MA)



問 11 あなたが将来の夢や、やりたい事を実現するために、吉賀町役場や大人に手 伝ってもらいたいこと、支援してもらいたいことがあれば教えてください。 (自中回答)

ご意見

吉賀町のどこかにサッカー用スポーツ場を作ってほしい。

将来の夢はプロテニスプレーヤー

将来の夢は、保育士です。保育士になるためにはどのようなことをするなどを教えてもらうと良いです!!

運動系の習い事を増やしてほしい。

陸上選手

動物のことが勉強できる所

友達とユーチュバーになること

サッカーに関わる仕事をしたいのでとにかく無料で貸出できる広い芝生などのサッカーができる場所がほしいです。よしかみらいなどお金がかかるので、好きに使える場所がほしいです。

プロ野球選手になりたくて支援してもらいたいことは、野球に関する施設(バッティングセンター)を建てて欲しいなと思います。

将来の夢は歴史を研究したいです。

将来の夢はプロ野球選手になりたいので、バッティングセンターや運動できる場所がほしいです。

大人や親には吉賀町だけじゃなくて他の県のなどのサッカーチームなどに連れて行ってもらいたいです。

僕の将来の夢は、プロサッカー選手になりたいです。今のままの吉賀町がぼくはとても好きなので今のままが良いと思います。

料理人みたいに料理ができる人になりたいから将来吉賀町に戻って来たら手軽にフライパンなどを買える場所があったらいい。

プロ野球選手

プロ野球選手

サッカー選手

音楽にもうちょっと関われる機会を増やしてほしいです。

お店を開きたいので開く場所のプランをお願いしたい

漁師などの水産業の職につきたいので水産学校などを作ってほしい

ネイルの練習をしたいから近くに 100 均がほしい

シェフ 料理専門の学校を作って欲しい

吉賀町といえばこれ!とわかるシンボルみたいなのをつくったらいいと思った

犬や猫の保護活動をしたいから保護施設を造ってもらいたい

自然豊かな街での経験

公園がほしい

建物を増やす、吉賀町の人口を増やす

まだ無いので、職業を色々紹介してもらったり、見る機会が増えたりすると嬉しい

施設を増やしてほしい

職業の種類をもっと知りたい、そんな環境が必要だと感じた

スポーツ公園のテニスコートに屋根を作ってください。

勉強が楽しくでるようにしてほしい

和菓子屋 支援してほしい

ーー サッカー選手 自由に出入りができる小さいグランド

将来の夢が決まってないので支援してほしいことは、今はありません

お金周りの支援をしてほしいです。

ご意見

お金の支援

体験学習ができる場所、機会を多くしてほしいです。

やりたいことはあるが手伝ってもらうほどではない

異文化交流をもっとしてみたいです。

保育士を目指しているので中学校でもう少し保育園生と関わる機会がほしい

陸上競技場を作ってほしい

将来の夢がまだ決まっていないので確かなことは言えないけど、海外留学についてなにかサポートしてくれたら嬉しいです。

介護体験などをしたいから募集してほしい

免許などの吉賀町で取れる資格を増やしてほしい。

料理の専門学校

私は介護士になることが夢なので介護体験や見学などしたいです。

看護師など医療関係

海外留学の免除

いろいろな職業の体験会みたいないなのをやってほしい。もっとその仕事を身近に感じられるように、マニアックなところまで体験できたりするといいと思う。(中学校や小学校を対象に)

設計士 鷹狩

将来の夢がパティシエなのでなかたやの人にスイーツの作り方などを教えてもらいたい。

将来の夢:ドッグトレーナー

イラストレーターになりたいから、そのために、絵がうまくなる方法やコツ?を良ければ教えてもらいたいです。

読手(どくしゅ)になりたいので、校長先生にご指導してほしいです。

大学援助金

問 12 安心して幸せにくらしていけるまちにするため、吉賀町がこんなまちだったらいいな、こんなまちにしたいという、あなたのご意見や希望があれば教えてください。(自由回答)

ご意見

もっと遊び場がほしい

放課後に友達と〇〇行こうなど、放課後に遊べるような施設があると良いと思います。 (運動できる場所・飲み物や食べ物を売っている店)

事故が少ない町。喧嘩がない町。安全安心な町。誰もが寄り添える町。

景気がいい街。(公園の遊具を増やす・新しい施設を立てる等) 僕は新しい施設に爬虫類館や生き物が見れる施設が街にあってほしい。

もっと賑わっている場所があること

自然が豊かなまち

吉賀町のスポーツ公園のトランポリンをまた入れてほしい。お買いものができる場所を作ってほしい。

私の地域には、【沢田】むかしのおじいちゃんの家が立っていた場所があります。そこは、とても広いので、そこに、公園をつくってほしいです。

事故や怪我なく過ごせる場所

みんなが楽しいと思う場所がある

子どもたちの遊ぶ場所はある街

ショッピングモール、雑貨屋、カフェなど遊びに行ける施設を作って欲しいです。理由は、友だちと散歩するのに行く場所がないから「どうしよう帰ろうか。」となったからですそして、ショッピングモールや雑貨屋にいくにはここから 1 時間はかかるので行く途中事故があったら安心して暮らしていけません。なのでわたしは近くにショッピングモール、雑貨屋、カフェなどがほしいです。

公共のトイレがほしいです とにかく遠いのでほしいです

ポイ捨てとかタバコが落ちているので吉賀町は、ポイ捨てをなくしたいと思います。

スポーツ公園のトランポリンを復活してほしいです。

スポーツ公園のなくなったトランポリンなどを復活させてほしいです。

みんなが遊べる大きな建物を作ってほしいいです。

もっといろんな人が遊べる公園だったりがあるともっと良いまちになるんじゃないかなと思いました。

スポーツ公園のトランポリンをもう一回作ってほしい。スポーツなど運動がしやすい場所を作ってほしい。

小さい買い物ができたりする場所

楽しい

グランドじゃなくて芝生がいいです

行事をたくさんしたい

もう少しスーパーマーケット増やしてほしい

挨拶をどんな人にも元気に挨拶ができる街にしたい。誰とでも仲良く優しいまち。

遊べる場所や、買い物できる場所を増やしてほしい

週に1回ぐらいで定期的にゴミ拾いなどの活動をしたほうが良いと思う

コンビニエンスストアを朝倉や七日市にもあったらいいな

整備されている町

吉賀町の自然を有効活用できる活動や高津川を守る活動を続けてほしい

みんながワイワイする町(地域の方とかいろんな人が参加する行事)

事故のない

ポイ捨てがない街

誰もが安心して住める町

ご意見
何でもある町
便利な町 [″]
野良猫の去勢手術や避妊手術をしてほしい。
みんなが楽しく過ごしやすい町、ショッピングモールとかなどもほしいです。
遊び場所が多い場所
ロスセノナ/th かっしつ

外でたくさん遊べるところ

季節に合わせた行事を行う(冬だったらイルミネーションを少しだけ飾るなど)

明るく、いて楽しい街

都会

町民の方が関わりやすい場所

お店をいっぱい増やす

もっといろんな世代の人と関われる場所がほしい

遊べるところを増やす

十分安心

街灯を増やしてほしい

もっと子どもが遊べるところを作ったらいいと思います。インターネットの回線を良くしてほしいです。

モールとかつくってほしいです

もうちょっと店を増やしてほしい

みんなが仲良し

普通の街

吉賀町とカラフルピーチ(どうがクリエーター)とコラボさせてください。

空き家が少ない

買い物する場所を増やしてほしい。

歩道が狭いところがあるので広くしてほしい

挨拶がいい街作りをしたいと思います。

平和

ここの吉賀町にショッピングモールがあったら色々いいなと思います。

街灯がなく、夜暗いところもあるので街灯を増やしてほしいです。

信号のない横断歩道を渡るときに止まってくれる車が少ないので注意を呼びかけてほしいです。

自転車での通学なので歩道の整備をもっとしてほしい

もっと近場にショッピングモールなど買い物できる場所がほしい。

もっと買い物ができるお店があったらいいなと思います。

もう少しコンビニや買い物ができる場所がほしい。

買い物ができるところを増やしてほしいです。

曲がり角などで車が出てくることが多いからそのへんをなんとかしてほしい

キムラ商店みたいな買い物ができるところ

賑やかな町にしたいです。

陸上競技場がある街

動物病院がもっと近くにほしい(近くで益田にしかない)

買い物、ショピングができる地域にしてほしい。公園や遊園地など遊具がたくさんあると ころがほしい

お店やコンビニがあると良いと思います

もっと街灯がたくさんあって、夕方自転車で帰るときに危なくないようにしてほしい 遊ぶ場所やショッピングモールがほしい

今と変わらず、たくさんの優しい人たちや豊かできれいな自然、盛んな地域学習を続けていってほしい。

ご意見

ゴミがゼロ

公園や広いスペースがあればみんなで集まって遊んだり楽しむことができると思います ショッピングモール、ファーストフード店、近くにコンビニをつくってほしいです

デパートやショッピングモールなどを作って欲しいです

スポーツイベントなどをする

道路脇の街灯が少なく夜のウォーキングや朝のランニング、夜の塾や部活帰りなどのときに危険。

例 溝に落ちる、くまがいても気づかない、車の運転手が歩行者に気づきにくい、などでもうちょっと都会になったらいいなぁと思います。

子どもがたくさん遊べるまちだったらいいです。

蔵木に公園があったらいいな

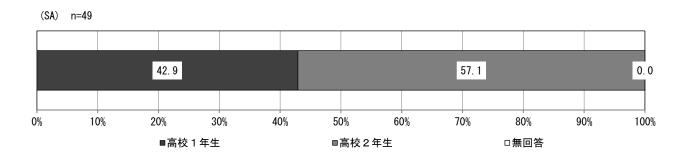
公園がもっと増えたらいいな。

動物とかとたくさん遊べる町。

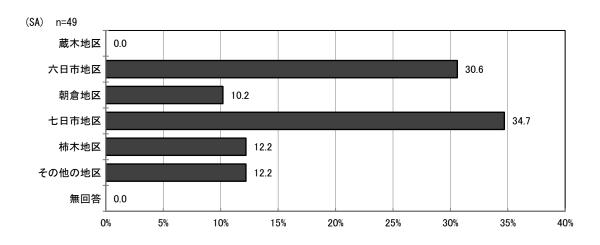
もっと、自然を使ったイベントなどをやってほしいと思いました。

Ⅱ 高校生調査結果

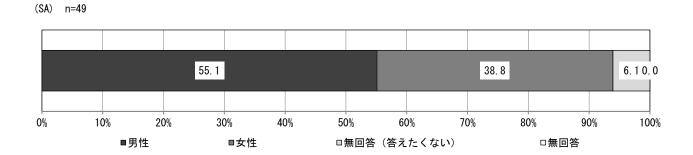
問1 あなたの学年を教えてください。(SA)



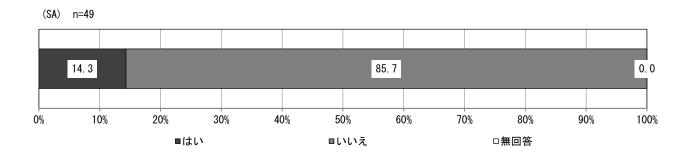
問2 住んでいる地域を教えてください。(SA)



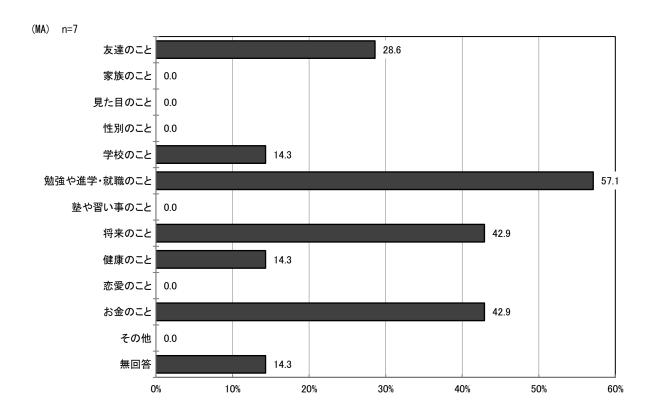
問3 あなたの性別を教えてください。(SA)



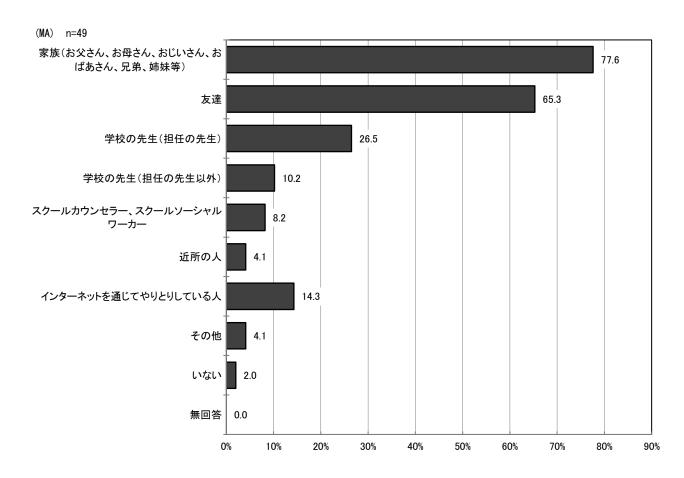
問4 今、悩んでいることや困っていることはありますか?(SA)



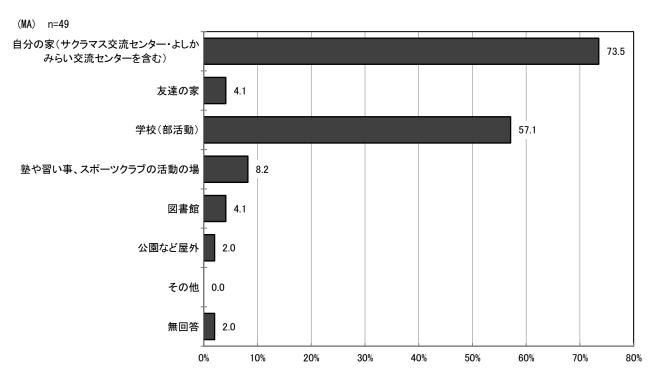
問4で「はい」と答えた方 問4-2 それはどんなことですか?(MA)



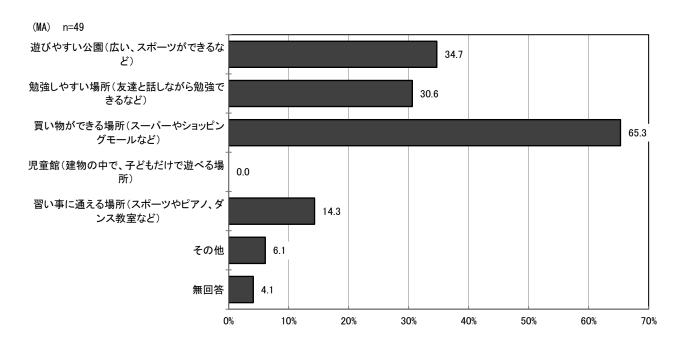
問5 あなたは、悩んでいる時や困っている時に頼ったり、相談できる人はいます か?(MA)



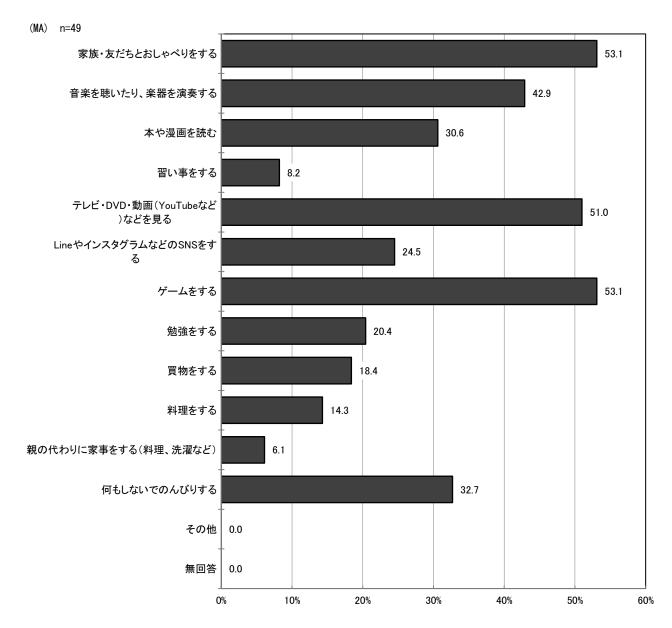
問6 ふだん、放課後(平日授業日の授業終了後の時間)はどのように過ごしていますか?(MA)



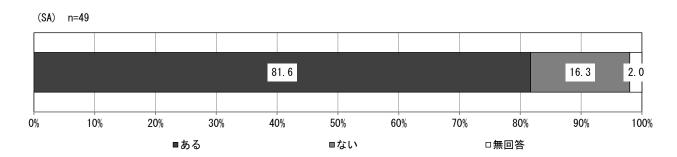
問7 放課後(平日授業日の授業終了後の時間)を過ごす時、「こんなものがあったらいいな」「こんな場所があったらいいな」と思うことがあれば教えてください。(MA)



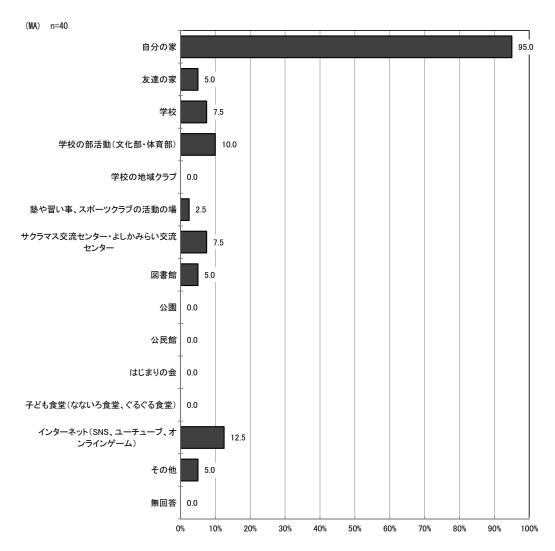
問8 放課後(平日授業日の授業終了後の時間)にどのようなことをして過ごして みたいか教えてください。(MA)



問9 あなたには、ほっとできる場所や安心できる場所(「ここにいたい」と感じる場所) はありますか?(SA)

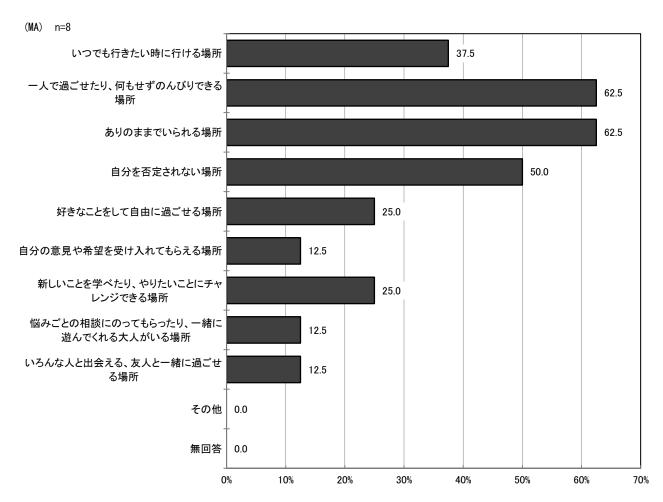


問9で「ある」と答えた方 問9-2 それはどんな場所ですか?(MA)

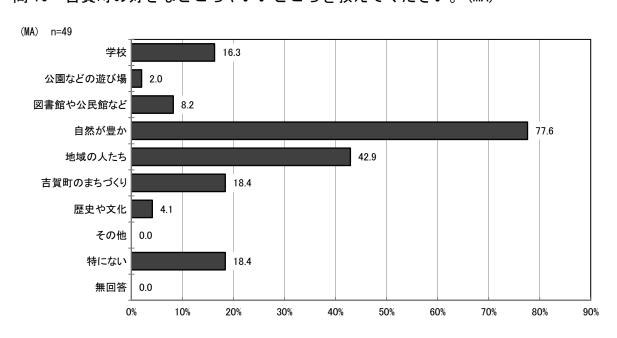


問9で「ない」と答えた方

問9-3 あなたは、どのような場所が「ほっとできる場所・安心できる場所」と思いますか。(MA)



問 10 吉賀町の好きなところやいいところを教えてください。(MA)



問 11 あなたが将来の夢や、やりたい事を実現するために、吉賀町役場や大人に手 伝ってもらいたいこと、支援してもらいたいことがあれば教えてください。 (自中回答)

ご意見

料理

事業と事業の交流をよりもっと増やしてほしいです

吉賀高校生ですが、バス代が高いと思います。バスで学校を行き来していないのでバスが安くなりません。吉賀高校生に通っている人も、バス代を少し安くするみたいな制度がほしいです。バス代が、安くなれば、吉賀高校の生徒も六日市などで買い物をしたり、吉賀高校の魅力の一つとしても、吉賀町を盛り上げることが出来ると思います。バス通学の生徒だけでなく、吉賀高校の生徒にも割引があるべきだと考えました。ご検討をお願いします。

問 12 安心して幸せにくらしていけるまちにするため、吉賀町がこんなまちだったらいいな、こんなまちにしたいという、あなたのご意見や希望があれば教えてください。(自由回答)

ご意見

遊べる場所お店がある

もっと人口が増えて店が多くある町

買い物できる場所が増えると高齢者の方々も暮らしやすいと思います

友達と話しながら勉強できるファミレスみたいなものが気軽に行ける距離にあったらいい なと思います

治安がいい場所

もうちょっと賑やかな街だといいと思います

住民やIターンやUターンで来た人などにずっと住んでいたいと思える政策を増やしてほしいです。

歩道の幅が狭い場所があるので、広くしてほしい

吉賀町に住む外国人も住みやすい場所にしたい

人が集まれる場所を増やす。(ショッピングモールなど)交通機関を増やす。

自然豊かなままで居てほしい。地域のイベントをこれからもしてほしい。楽しいので

6 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年五月二十五日) (法律第五十二号) 第二百八回通常国会 第二次岸田内閣

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律をここに公布する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

第一章 総則 (第一条—第六条)

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)

第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条―第十五条)

第四章 雜則 (第十六条—第二十二条)

第五章 罰則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な 困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を 抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

- 第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するため

- の援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援 のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針 (以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係

行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案 して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本 的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければなら ない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成 のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

- 第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下 「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に 立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う 機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その 他の必要な援助を行うこと。

- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報 の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、 最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省 令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満 たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者 は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 1 1 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。 (女性相談支援センターの所長による報告等)
- 第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

- 第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。
- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条

第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験 を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その 心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のため にその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立 支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することが できる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえなが ら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができ る。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

- 第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働 して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しなが ら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働 省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の 業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ 円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、 困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性 への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により 構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報 の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとす る。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることがで きる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものと する。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者 は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国 民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇 の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性 への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の

団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

- 第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。
 - 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生 労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務 に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な 問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う 困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

- 第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分 の三以内を補助することができる。
- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、 法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の 団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の 対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

- 第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち

同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下 の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
 - 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
 - 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令 和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

(児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日=令和四年六月一五日)

三略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日 (刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日 =令和四年六月一七日)

(検討)

- 第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利 を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検 討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の 状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ず るものとする。

(準備行為)

- 第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七 条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合におい て、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第 三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
 - 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日 (罰則に関する経過措置)
- 第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)
- 第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
 - ○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律 六八)抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日) (法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条·第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条-第五条の四)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条—第三十一条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平 等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を 防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に ある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあっ た者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

(平一六法六四・令五法三○・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条 第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」 という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方 公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政 機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなけれ

ばならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三○・一部改正)

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基 本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道 府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案 して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関 する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなけ ればならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三○・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談 を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を 行うこと。

- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次 号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保 及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡そ の他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める 基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者 は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・令四法五二・令五法三○・一部改正) (女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(令四法五二・令五法三○・一部改正)

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(令四法五二・一部改正)

(協議会)

- 第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うと ともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨 を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(令五法三○・追加)

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令五法三○・追加)

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が 定める。

(令五法三○・追加)

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下 この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センタ ー又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四·一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四·一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他

の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府 県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な 保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情 の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身

に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等 をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はそ の知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行

- 為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置 情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送 信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同 じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法 定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為 (電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をい

う。

- 一 電子メール (特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (平成十四年法律第二十六 号) 第二条第一号に規定する電子メールをいう。) その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利 用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(令五法三〇・追加)

(管轄裁判所)

- 第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに 係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所 在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 (平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(接近禁止命令等の申立て等)

- 第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲 げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身 に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する 暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消され た場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を 受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する 脅迫を受けた状況を含む。)
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又 は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三○・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等 命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするもの とする。

(平一六法六四・令五法三○・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、 これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を 達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属 官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同 項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三○・一部改正)

(期日の呼出し)

- 第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。
- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の 呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不 利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提

出したときは、この限りでない。

(令五法三〇・追加)

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(令五法三〇・追加)

(電子情報処理組織による申立て等)

- 第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。
- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられた ファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の 閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものと する。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(令五法三○・追加)

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭 弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又 は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三○・一部改正)

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情がある ことにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判 が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判 所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定 によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官 は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知 するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三○・一部改正)

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を 取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は 当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後におい て、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを 理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。 (平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令の再度の申立て)

- 第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体 に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てが あったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害 者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認める べき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・令五法三○・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(令五法三〇)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書
本文		類を保管し、いつでも送達を
		受けるべき者に交付すべき旨
		の裁判所の掲示場への掲示を
		始めた
第百十二条第一項	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
ただし書		
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書
		類を保管し、いつでも送達を
		受けるべき者に交付すべき旨
		の裁判所の掲示場への掲示を
		始めた
第百三十三条の三	記載され、又は記録された書面又は電磁的記	記載された書面
第一項	録	

	 当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は	その他これに類する書面
	 電磁的記録	
第百五十一条第二	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処	方法
項及び第二百三十	 理組織を使用する方法	
一条の二第二項		
第百六十条第一項	 最高裁判所規則で定めるところにより、電子	調書
	調書(期日又は期日外における手続の方式、	
	内容及び経過等の記録及び公証をするために	
	この法律その他の法令の規定により裁判所書	
	記官が作成する電磁的記録をいう。以下同	
	じ。)	
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子	調書の記載について
	調書の内容に	
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電	調書
	子調書	
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第	 前条第二項の規定によりファイルに記録され	調書の記載
一項	た電子調書の内容	
第百六十条の二第	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
二項		
第二百五条第三項	 事項又は前項の規定によりファイルに記録さ	事項
	れた事項若しくは同項の記録媒体に記録され	
	た事項	
第二百十五条第四	事項又は第二項の規定によりファイルに記録	事項
項	された事項若しくは同項の記録媒体に記録さ	
	れた事項	
第二百三十一条の	者しくは送付し、又は最高裁判所規則で定め	又は送付する
三第二項	る電子情報処理組織を使用する	
第二百六十一条第	電子調書	調書
四項	記録しなければ	記載しなければ

(令五法三〇・全改)

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁

判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四·一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるため の教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四·一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、 加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調 査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
 - 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に 規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴 い必要な事務に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支 弁しなければならない。

(平一六法六四・令四法五二・一部改正)

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げる もの
 - 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

(令四法五二・一部改正)

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手 (以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者 をいう。以下同じ。)
	配偶者又は配偶者であっ た者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項 まで、第十条の二、第十 一条第二項第二号及び第 三項第二号、第十二条第 一項第一号から第四号ま	配偶者	特定関係者
で並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条		

第一項		
第十条第一項、第十条の	離婚をし、又はその婚姻	第二十八条の二に規定する関係を解消した場
二並びに第十二条第一項	が取り消された場合	合
第一号及び第二項第一号		

(平二五法七二・追加、令五法三○・一部改正)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・令五法三○・一部改正)

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁 刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令五法三○・追加)

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四·平二五法七二·一部改正、令五法三○·旧第三十条繰下·一部改正) 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、 第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相 談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月 一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四·一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況

等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る 同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体 に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの 法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」と いう。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるもの に限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二 月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案 し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件 については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
 - 一略
 - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条ま での規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
 - 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日 (その他の経過措置の政令への委任)
- 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

- 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域 社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
 - 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日 (政令への委任)
- 第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
 - ○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律 六八)抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
 - 一 附則第七条の規定 公布の日
 - 二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。 附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施 行の日

(施行の日=令和六年三月一日)

(保護命令事件に係る経過措置)

- 第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。
- 2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお 従前の例による。
- 3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件 について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお 従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

- 第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前 日までの間は、適用しない。
- 2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の

二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

- 第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、 必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置 を講ずるものとする。
 - ○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五法律五三)抄

(政令への委任)

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十 六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録され ている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第 三号の改正規定、同法第百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正 規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及 び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び 第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三 十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項 の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第

三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第 二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規 定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日